

# 2月16日(火) ～ 3月15日(月) 所得税の確定申告と 市・道民税の申告を忘れずに！

令和2年分の所得税の確定申告と令和3年度の市・道民税の申告受け付けが2月16日(火)から始まります。市役所では、3月6日(土)、7日(日)も申告受け付けを行っています。この2日間、稚内税務署では申告受け付けを行っていますので、ご注意ください。  
※所得税の確定申告を済ませた方は、市・道民税の申告を済ませたこととなります。  
※申告期間の最初と最後の数日間は混雑が予想されます。

## 確定申告が必要な方

- 次の項目に該当する方は、確定申告をしなければなりません。
- ① 給与収入が2千万円を超える方
  - ② 2つ以上の会社から給与をもらっている方
  - ③ 給与と所得以外の所得が20万円を超える方
  - ④ 商売を営んでいる方や自営業の方
  - ⑤ 不動産収入のある方
  - ⑥ 土地や建物を買った方
  - ⑦ 国民健康保険に加入している方
  - ⑧ 400万円を超える公的年金等を受給している方(ただし、年金収入が400万円以下でも、市・道民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課にお問い合わせください。)

地区	会場	受付日	受付時間	
			午前	午後
声問	声問町内会館	2月 3日(水)	10時～13時	
沼川	沼川支所	2月 4日(木)	10時～12時	13時30分～15時
曲淵	曲淵町内会館	2月 4日(木)		
勇知	勇知地区 宿泊研修施設	2月 5日(金)	10時～12時	
市役所 4階 第一委員会室(※1)		2月16日(火) ～ 3月15日(月)	9時～12時	13時～16時
稚内税務署(※2)				

※1 3月6日(土)、7日(日)も申告受け付けを行っています。(受付時間 9時～12時、13時～15時)  
※2 青色申告、事業所得、譲渡所得に関する申告は稚内税務署で受け付けています。

**確定申告をすると、税金が還付される可能性がある方**

- ・ 令和2年中に医療費として所得の5%以上が10万円を超える支出があった方、またはセルフメディケーション税制の対象医療費が1万2千円を超える方で、給与や年金から所得税が引かれている方
- ・ 国や地方公共団体、特定の団体などに寄付した方
- ・ 住宅ローンを利用し、自宅を新築・増改築した方の途中で退職し、年末調整を受けられなかった方

**確定申告の際は、次の書類等をお持ちください**

- ・ 給与と所得の源泉徴収票(給与収入のある方)
- ・ 公的年金等の源泉徴収票(公的年金等の収入がある方)
- ・ 令和2年分の収支内訳書(収入、支出、必要経費などを記入したもの)
- ・ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・ 国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書(令和2年中に支払ったもの)、国民年金保険料控除証明書
- ・ 本人または扶養している方が障害者手帳をお持ちの場合はその手帳
- ・ 医療費の領収書、医療費のお知らせ(令和2年分に支払ったもの、領収日で確認)
- ・ 本人確認書類(マイナンバーカード等の番号、身元確認ができる書類)
- ・ 控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーがわかるもの

## マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちではない方

**番号確認書類**

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- ・ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)などのうち、いずれか1つ

**身元確認書類**

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・ 身体障害者手帳
- などのうち、いずれか1つ

**マイナンバー(個人番号)の記載が必要です**

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、マイナンバーカードのみで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は「番号確認書類」が必要で、「身元確認書類」が必要と「身元確認書類」が必要です。(左の図参照)

※申告する本人のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族のマイナンバーについても記載が必要です。

※代理人が申告書を提出する場合、委任状などが必要となりますので、問い合わせてください。

**問い合わせ先**

市税務課市民税グループ  
☎ 23・6392



るもの  
・ 印鑑

・ 銀行の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合、銀行振り込みとなるため)

**その他**

- ・ 未申告の場合、金融機関、公営住宅、保育所、学校等の申し込みや児童手当・児童扶養手当の届出、年金の申請などに必要な所得証明、課税証明などの税に関する各種証明の交付がすぐにできない場合があります。(所得が全く無かった場合でも、所得証明や課税証明の発行、課税状況の確認が必要な各種申請を行うため)

ためには申告が必要になります。(本人または扶養している方が要介護認定を受けている場合、状況によって障害者控除の対象となる場合があります。)